第６号様式
（「森林経営管理法第36条及び第44条に規定する民間事業者の公募及び公表実施要領」改正（令和８年３月30日付け８林第177号）により追加となった項目抜粋）

１　基本情報

登録番号	登録年月日 （変更登録年月日）	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号
R2-10	令和2年7月31日 （令和8年6月30日）	亀岡市森林組合	代表理事組合長 山脇　安三	京都府亀岡市下矢田町医王谷25番地の3	0771-22-0710

事業分野			
主伐	再造林	間伐	連携や請負等で実施する場合の事業者名
✓	✓	✓	

２　経営管理実施権の設定を受けること等を希望する京都府内市町村

(2) 森林経営管理法第43条で規定する集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する市町村

（京都乙訓）チェック欄		（山城）チェック欄		チェック欄		チェック欄		（南丹）チェック欄		（中丹）チェック欄		（丹後）チェック欄	
京都市		宇治市		木津川市		笠置町		亀岡市	✓	福知山市		宮津市	
向日市		城陽市		久御山町		和束町		南丹市		舞鶴市		京丹後市	
長岡京市		八幡市		井手町		精華町		京丹波町		綾部市		伊根町	
大山崎町		京田辺市		宇治田原町		南山城村						与謝野町	

６　生産量の増加又は生産性の向上

(2) 事業量等

イ　経営管理の対象となる森林の確保の目標

事業区分	指標	内訳	直近３年間の実績			直近３年間の平均	目標とする事業年の見込	目標とする項目
			直近の前々年 令和　5　年度	直近の前年 令和　6　年度	直近 令和　7　年度		令和　13　年度	
経営管理対象森林面積	面積(ha)	所有林						
		経営管理実施権の設定を受けた森林		48.96	46.47	31.81		
		森林経営計画の対象森林	（　）	181.73 （　）	115.41 (30.76)	99.05		
		その他5年以上の長期受委託森林等						
		合計		230.69	161.88	130.86		

12　雇用管理の改善及び労働安全対策

		有/取り組んでいる	無/取り組む意向あり	該当なし
過去３年以内に休業４日以上の労働災害（死亡災害含む）発生の有無		✓		
発生している場合、適切な再発防止策が定められ、その内容を現場作業職員等に周知している。		✓		
現場作業職員等への安全衛生教育		✓		
労災保険への加入（一人親方組合等の特別加入を含む）		✓		
(1)雇用管理の改善	現場作業職員の常用化			
	現場作業職員への月給制の導入			
	計画的な研修実施などの教育訓練の充実	✓		
	退職金共済への加入などの福利厚生の充実	✓		
	週休２日制の導入			
	事業主の雇用管理研修等の受講			
	その他 （　　）			
(2)労働安全対策	リスクアセスメント	✓		
	防護具の着用の徹底	✓		
	作業現場の安全巡回	✓		
	林業労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導			
	ヒヤリハットの共有	✓		
	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に規定される作業計画の作成・現場作業職員への周知			
	現場作業職員への緊急連絡体制の周知	✓		
	その他 （　　）			

13　コンプライアンスの確保

	はい	いいえ
業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときから１年間を経過していない者である。		✓
業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である		✓
国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である		✓
11の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である		✓
その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である		✓
事業主と森林所有者、事業主と請負事業者とで書面等により取引条件を明示している	✓	
個人情報の取扱いに関する要領などを整理している	✓	

第５号様式

民間事業者名簿

１　基本情報

登録番号	登録年月日（変更登録年月日）	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業主の有無
R2-10	令和2年7月31日（令和8年6月30日）	亀岡市森林組合	代表理事組合長 山脇安三	亀岡市下矢田町医王谷25番地の3	0771-22-0710	無

注１　認定事業主とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第５条第１項の認定をうけた事業主をいう。

２　経営管理実施権の設定を受けることを希望する京都府内市町村

府内全域 チェック欄						
（京都乙訓） チェック欄	（山城） チェック欄	チェック欄	チェック欄	（南丹） チェック欄	（中丹） チェック欄	（丹後） チェック欄
京都市	宇治市	木津川市	笠置町	亀岡市 ✔	福知山市	宮津市
向日市	城陽市	久御山町	和束町	南丹市	舞鶴市	京丹後市
長岡京市	八幡市	井手町	精華町	京丹波町	綾部市	伊根町
大山崎町	京田辺市	宇治田原町	南山城村			与謝野町

注１　森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定による経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村のチェック欄にチェック（複数可）

３　雇用の状況

林業現場作業職員数（うち常用）	事務系等職員数（うち常用）	雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無
6 人（ 6 人）	6 人（ 6 人）	無	有

社会・労働保険等への加入状況					
労災保険（林業現場作業職員）	労災保険（事務系等職員）	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
6 人	6 人	12 人	12 人	12 人	11 人

注１　職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、または４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
注２　退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。
注３　「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第３０条第１項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。
注４　「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第３１条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

4　技術者の数

技術者数					
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設 オペレーター	技術士
0　人	0　人	0　人	1　人	0　人	0　人
技術者数					
技能士	林業技士	森林総合監理 士	その他 (ｸﾞﾘｰﾝﾜｰｶｰ)	その他 (　)	その他 (　)
0　人	1　人	0　人	6　人	人	人

注１　フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年４月１日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、（財）京都府林業労働支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。
注２　森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
注３　森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。
注４　技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。
注５　技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。
注６　林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
注７　森林総合監理士とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

5　林業機械の保有状況

現状【登録時】										
グラッ プル	プロセッ サ	ハーベス タ	フォワー ダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	林内作業 車	その他 (ﾊﾞｯｸﾎｰ)	その他 (　)	その他 (　)	その他 (　)
3　台	1　台	0　台	0　台	0　台	0　台	2　台	2　台	台	台	台

注１　１年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとすること。

６　生産量の増加又は生産性の向上

(1)事業期間等

①目標とする事業年度：　令和11年度（2029年度）　（　5　年後）
令和7年（2025年）4月1日　～　令和12年（2030年）3月31日

②直近の事業年度：　【令和5年度】　令和5年(2023年)4月1日　～　令和6年(2024年)3月31日

(2)事業量等

事業区分		指標	内訳	直近３事業年度の実績			目標とする事業年度の見込（令和11年度）	目標とする項目
				直近の前々年（令和3年度）	直近の前年（令和4年度）	直近（令和5年度）※現状値		
素材生産	主伐	面積(ha)	直営	0.00	0.00	0.00	1.00	
			請負	0.00	0.00	0.00	0.00	
			合計	0.00	0.00	0.00	1.00	
		材積(m3)	直営	0.00	0.00	0.00	200	
			請負	0.00	0.00	0.00	0	✔
			合計	0.00	0.00	0.00	200	
		生産性【直営】	人工(人・日)					
			生産性(m3/人日)	－	－	－	3.0	✔
	間伐	面積(ha)	直営	1.00	36.89	24.46	75.00	
			請負	0.00	0.00	0.00	0.00	
			合計	1.00	36.89	24.46	75.00	
		材積(m3)	直営	130	770	1,020	3,000	
			請負	0.00	0.00	0.00	0	✔
			合計	130	770	1,020	3,000	
		生産性【直営】	人工(人・日)	40	1,400	973		
			生産性(m3/人日)	3.3	0.6	1.0	3.0	✔
造林・保育	植付	面積(ha)	直営	1.93	3.75	3.50		
			請負	0.00	0.00	0.00		
			合計	1.93	3.75	3.50	0.00	
	下刈り	面積(ha)	直営	1.32	1.93	2.87		
			請負	0.00	0.00	0.00		
			合計	1.32	1.93	2.87	0.00	
	その他	面積(ha)	直営	5.05	3.84	5.00		
			請負	0.00	0.00	0.00		
			合計	5.05	3.84	5.00	0.00	

注１　目標とする事業年度は、応募申請者の事業年度とし、５年後の事業量等について記載すること。

注２　事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の１月１日から登録申請日までの期間とする。

注３　直近３事業年度の実績および目標とする事業年度の見込を記載する。

注４　「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックする。

注５　「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下「直営施業」という）。

注６　「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

注７　素材生産に係る材積は丸太材積とすること。

注８　生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

注９　人工には、生産作業に要した作業延人数を記載すること。なお、生産作業の範囲は「伐木・造材」および「集材」とし、集材は、山元土場における「はい積」までとする。

注10　造林・保育のうち、「その他」には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

7　生産管理又は流通合理化等

(1) 適切な生産管理

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	
・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し	✔			（　年後）
・作業システムの改善	✔			（　年後）
・その他（　　）				（　年後）

(2) 原木の安定供給・流通合理化等

・製材工場等需要者との直接的な取引				（　年後）
・とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	✔			（　年後）
・森林所有者や工務店等との連携				（　年後）
・その他（　　）				（　年後）

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

作業量や進捗を数値化することにより、全体把握をしている。
関係機関や森林組合連合会を交えた販売ﾙｰﾄの確保や新規開拓を行っている

8　造林・保育の省力化及び低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	
・伐採と造林の一貫作業システムの導入				（　年後）
・コンテナ苗の使用	✔			（　年後）
・低密度植栽	✔			（　年後）
・下刈りの効率化	✔			（　年後）
・その他（　　）				（　年後）

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

コンテナ苗を使用した低密度植栽を実施している

9　主伐後の再造林の確保

	有している	1年以内に整備する予定	整備する意向がある	
・主伐および主伐後の再造林を一体的に実施する体制	✔			（　年後）

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	
・主伐後の適切な更新	✔			（　年後）

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

組合員所有山林等において、主伐後の皆伐地で適切な森林のｻｲｸﾙを崩さないよう植栽による更新の指導を行い、また再造林の知識や技術の向上・収得に取り組んでいる。

10　生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間以上	1年間以上	1年間未満	実績なし
・素材生産の事業実績	✔			
・造林・保育の事業実績	✔			

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

素材生産については、森林経営計画制度を利用し搬出間伐に取り組むことで生産数量を増やしています。
造林・保育については、標準伐期以下の林分やそれ以外の手入れ不十分な林分は切捨間伐等の保育作業を行っています。

11　伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等している	1年以内に策定等する予定	策定等する意向がある	
・独自の行動規範等の策定			✔	（ 5 年後）
・所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	✔			（ 年後）

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

京都府が策定した「主伐と再造林の一体かつ適切な実施にむけたガイドライン」をもとに独自のガイドラインを策定する。

12　雇用管理の改善及び労働安全対策

(1) 雇用管理の改善

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	
・現場作業職員の常用化	✔			（ 年後）
・現場作業職員への月給制の導入				（ 年後）
・計画的な研修実施などの教育訓練の充実	✔			（ 年後）
・退職金共済への加入などの福利厚生の充実	✔			（ 年後）
・その他（ ）				

(2) 労働安全対策

・現場作業職員等への安全衛生教育	✔			（ 年後）
・労災保険への加入（一人親方組合等の特別加入を含む）	✔			（ 年後）
・リスクアセスメント	✔			（ 年後）
・防護具の着用の徹底	✔			（ 年後）
・作業現場の安全巡回	✔			（ 年後）
・林業労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導				（ 年後）
・その他（ ）				（ 年後）

(1)および(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

実地訓練や安全教育を繰り返し行うことによる意識改革を図り、且つ業務に必要な資格の取得を行い、経験や実績に加え新しい知識を入れることでより一層のｽｷﾙｱｯﾌﾟを図ります。また、人力作業による怪我や事故のﾘｽｸを軽減させるため、機械の増数や大型機械の導入やﾘｰｽ等を行い、更なる効率化を目指し労働災害を減らします。

13　コンプライアンスの確保

	はい	いいえ
・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときから１年間を経過していない者である		✔
・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である		✔
・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である		✔
・11の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である		✔
・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である		✔

14　常勤役員の設置（※法人のみ）

	設置している	設置に取り組む意向がある	
・常勤役員を設置している	✔		（　　年後）

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。
